

## 第30回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和2年9月29日（火）13:30～13:35

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会  
岡委員長、佐野委員、中西委員  
内閣府原子力政策担当室  
竹内参事官、實國参事官、下村補佐

### 4. 議 題

(1) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵事業の変更許可について（答申）

(2) その他

### 5. 審議事項

（岡委員長）それでは時間になりましたので、ただいまから第30回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、1つ目がリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵事業の変更許可について（答申）。2つ目がその他です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

（竹内参事官）1つ目の議題は、リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵事業の変更許可についての（答申）でございます。

それでは事務局よりご説明お願いいたします。

（下村補佐）それでは、事務局より資料第1号に基づき、リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可について（答申）の案を御説明いたします。

本件については、9月15日の原子力委員会において規制庁から御説明いただいたとおり、リサイクル燃料貯蔵株式会社は東京電力及び日本原電の使用済燃料を中間的に貯蔵・管理す

る事業を行う会社として、既に平成22年5月に使用済燃料貯蔵事業の許可を得ておりますが、今般、新規制基準対応のための同事業の変更許可申請があったということで、規制委員会から当委員会へ意見聴取がなされたものです。

本件に関する原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する第43条の5第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりであるということで、次ページの（別紙）をご覧ください。

本件申請については、

- ・東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）の実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵するという事業の目的に変更はないこと
- ・申請者が東京電力及び日本原電と締結している使用済燃料の貯蔵に関する契約に基づき、使用済燃料を東京電力又は日本原電に返還するとしていること

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて、我が国では当該使用済燃料貯蔵施設も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論をIAEAから得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。以上です。

（岡委員長）ありがとうございます。それでは質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

（佐野委員）説明ありがとうございます。

これで問題ございません。

（岡委員長）中西先生、いかがでしょうか。

（中西委員）どうも御説明ありがとうございました。

私も異議ございません。これでよろしいかと思えます。

（岡委員長）私も異議はありません。

それでは案のとおりするということでよろしいでしょうか。

それでは案のとおり答申することといたします。

議題1は以上です。

議題2について事務局からお願いします。

（竹内参事官）議題2でございます。今後の会議予定でございます。

次回原子力委員会の開催につきましては、10月6日13時半から、場所、8号館6階623会議室、議題は調整中で、後日、原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。そのほか、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは御発言がないようですので、これで本日の委員会は終わります。ありがとうございました。